

令和8年6月1日から

入院時の食事についての負担金額が変わりました

◎令和8年6月1日から入院時の食事の負担金額が、1食当たり以下のとおりに変更されました。

変更前

変更後

1 限度額認定証を提出されていない方 2 限度額認定証を提出された以下の方 ① (1)一般(70歳未満) 限度額適用区分「ア」「イ」「ウ」「エ」 (2)高齢者(70歳以上) 現役並み所得者・一般所得者	…	1食につき 510円	→	1食につき 550円
限度額認定証を提出された以下の方 (1)一般(70歳未満) 限度額適用区分「オ」 ② (2)高齢者(70歳以上) 低所得者Ⅱ (過去1年間の入院日数が90日を 超えている場合)	…	1食につき 240円	→	1食につき 270円 (190円) → (220円)
限度額認定証を提出された以下の方 ③ (1)高齢者(70歳以上) 低所得者Ⅰ	…	1食につき 110円	→	1食につき 130円

自費診療の方は 1食につき730円＋消費税
出産のため入院している方は 1食につき730円(非課税)です。
いずれも公的保険が適用された場合は、上表の金額となります。

県民健康プラザ鹿屋医療センター